

地域資源活用事業の支援

1. 地域資源活用とは

地域資源活用とは、地域の強みとなりうる産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことです。

詳しくは、「地域資源活用チャンネル」をご覧ください。

[地域資源活用チャンネル](#) (新規ウィンドウに表示)

2. 支援対象

支援対象は、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする中小企業者で、資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下の製造業他、資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下の卸売業、資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下の小売業、資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下のサービス業等です。

3. 支援内容

全国 10 カ所の中小機構各支部・事務所において、ビジネスに精通したプロジェクトマネージャー等が、新商品・新サービスの開発等の実施にあたっての事業計画の策定、商品開発、販路開拓等のアドバイス・ノウハウ提供などを行い、事業の構想段階から法認定後の事業化まで一貫したハンズオン支援を行います。

4. スキーム図

